

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳の記録及び管理を行うため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 健康状態、7 身体の特徴、8. 傷病歴、9. 心身障害、10. 要望・苦情、11. 相談内容、12. 電話番号	
記録範囲	安芸高田市が支援実施である障害者	
記録情報の収集方法	本人から提出された診断書意見書、申請書、他市町からの通知、身体障害者手帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	支援実施となる他市町	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部社会福祉課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当事務ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市福祉事務所長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部社会福祉課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当事務における受給者及び対象児童の資格審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 本籍・国籍、7. 続柄、8. 年金情報、9. 健康状態、10. 身体の特徴、11. 傷病歴、12. 心身障害、13. 収入、14. 口座番号、15. 公的扶助、16. 扶養関係、17. 住居状況、18. 施設入所、19. 電話番号	
記録範囲	特別児童扶養手当受給者、申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	受給者及び申請者から提出された書類 等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	広島県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部社会福祉課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在宅育児世帯支援給付金	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部児童保育課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	在宅育児世帯支援給付金支給事業の管理を行うため	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 続柄 5. 職歴 6. 納税状況 7. 口座番号	
記録範囲	保育所に通所していない生後 6 か月から 1 7 か月の子どもを在宅育児している保護者または、同一世帯の祖父母	
記録情報の収集方法	本人から提出された在宅育児世帯支援給付金支給申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	ハローワーク安芸高田	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部児童保育課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考	-	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童手当台帳	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部児童保育課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当受給者の管理を行うため	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 続柄、6. 職業（被用者・非被用者）、7. 年金（厚生・国民）、8. 所得、9. 口座情報、10. 家庭状況、11. 電話番号、12. 個人番号	
記録範囲	児童手当の受給者、配偶者、児童	
記録情報の収集方法	本人からの認定請求書、現況届（該当者）、職員が調査したもの、個人番号による情報連携、電算システムによる連携	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部児童保育課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	放課後児童クラブ台帳	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部児童保育課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	放課後児童クラブに入会している児童の管理	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 生年月日、4. 性別、5. 続柄、6. 電話番号、7. 職業、8. 家庭状況、9. 健康状態	
記録範囲	放課後児童クラブ入会申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された放課後児童クラブ入会申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	利用している放課後児童クラブ	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部児童保育課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	保育所台帳	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部児童保育課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	保育所に入所している児童の管理	
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別 5. 続柄 6. 職業 7. 健康状態 8. 課税、納税額 9. 口座情報 10. 家庭状況 11. 電話番号	
記録範囲	安芸高田市に住所登録を有するもの	
記録情報の収集方法	本人からの入所申請書、現況届、職員が調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	利用している保育施設	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部児童保育課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	総合健診・1 日人間ドック健診・個別医療機関健診事業対象者ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康・こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	対象者の的確な把握から実施、結果の流れまでをスムーズに行うため	
記録項目	1. 識別番号、2. 指名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 本籍・国籍、7. 続柄、8. 健康状態、9. 身体の特徴、10. 傷病歴、11. 健診結果等、12. 心身障害、13. 課税・納税額、14. 納税状況、15. 家庭状況、16. 親族関係、17. 公的扶助、18. 施設入所、19. 趣味・嗜好、20. 要望・苦情、21. 相談内容、22. 電話番号	
記録範囲	安芸高田市健康診断を申し込んだ者	
記録情報の収集方法	本人からの健診申込み（電話、インターネット、紙媒体による窓口申請）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（病歴）	
記録情報の経常的提供先	医療機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部健康・こども未来課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	糖尿病性腎症重症化予防事業対象者ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康・こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	糖尿病性腎症重症化予防事業対象者の選定を行うため	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日、4. 住所、5. 健診結果等、9. 診療・調剤情報	
記録範囲	安芸高田市国民健康保険被保険者(40 歳以上 75 歳未満)	
記録情報の収集方法	広島県国保連合会からのデータ提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（健診結果、診療・調剤情報）	
記録情報の経常的提供先	保健指導委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部健康・こども未来課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定健康診査等事業対象者ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康・こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健診受診券の発行及び未受診者への受診勧奨を行うため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 本籍・国籍、7. 健診結果等、9. 診療・調剤情報	
記録範囲	安芸高田市国民健康保険被保険者（40 歳以上 75 歳未満）	
記録情報の収集方法	広島県国保連合会からのデータ提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（健診結果、診療・調剤情報）	
記録情報の経常的提供先	受診勧奨事業委託事業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部健康・こども未来課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	□法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	季節性インフルエンザワクチン予防接種	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康・こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	接種券の発送と接種記録を管理するため	
記録項目	1. 宛名番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 続柄、7. 個人番号	
記録範囲	安芸高田市に住民記録を有する者	
記録情報の収集方法	なし	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部健康・こども未来課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	带状疱疹ワクチン定期予防接種対象者ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康・こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	接種券の発送と接種記録を管理するため	
記録項目	1. 宛名番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 住民区分、7. 異動日、8. 異動事由	
記録範囲	安芸高田市に住民記録を有する者	
記録情報の収集方法	なし	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部健康・こども未来課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当台帳	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康・こども未来課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当の受給資格の認定並びに支給に関する事務を行うため	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日（年齢）、4. 住所、5. 続柄、6. 性別、7. 本籍・国籍、8. 婚姻（離婚）・死亡事項、9. 職業、10. 健康状態、11. 心身障害、12. 収入状況、13. 口座情報、14. 家庭状況、15. 親族関係、16. 扶養関係、17. 住居状況、18. 電話番号、19. 年金受給状況、20. 個人番号	
記録範囲	児童扶養手当の受給資格者、配偶者、扶養義務者、支給対象児童	
記録情報の収集方法	本人から提出される児童扶養手当認定請求書・各種変更申請書等、他の市町村から送付された台帳情報、個人番号による情報連携、電算システムによる連携、その他職員が聞き取りや調査したもの	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（障害）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部健康・こども未来課 （所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルスワクチン予防接種対象者ファイル	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部健康・こども未来課	
個人情報ファイルの利用目的	接種券の発送と接種記録を管理するため	
記録項目	1. 宛名番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日、5. 住所、6. 住民区分、7. 異動日、8. 異動事由	
記録範囲	安芸高田市に住民記録を有する者	
記録情報の収集方法	なし	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部健康・こども未来課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひとり親家庭等医療費公費負担事業	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭等医療費公費負担事務における本人の資格審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 勤務先・学校名、7. 収入、8. 課税・納税額、9. 扶養関係、10. 加入保険	
記録範囲	ひとり親家庭等医療費受給者資格認定(受給者証更新)申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出されたひとり親家庭等医療費受給者資格認定(受給者証更新)申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部保険医療課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療制度	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療制度事業における資格・給付・賦課徴収の受付のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 続柄、7. 健康状態、8. 傷病歴、9. 心身障害、10. 収入、11. 財産状況、12. 課税・納税額、13. 債権・債務、14. 口座番号、15. 家庭状況、16. 親族関係、17. 公的扶助、18. 扶養関係、19. 住居状況、20. 要望・苦情、21. 相談内容、22. 電話番号	
記録範囲	75 歳以上の後期高齢者医療の資格を有する者、65 歳以上 75 歳未満の一定の障害を有する者で後期高齢者医療の資格を有する者	
記録情報の収集方法	本人・本人以外・親族から提出された届、住民基本台帳、市区町村からの通知、他の官公庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（傷病歴）	
記録情報の経常的提供先	広島県後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部保険医療課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民健康保険事業	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険事務における本人の資格・給付審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 本籍・国籍、7. 続柄、8. 傷病歴、9. 収入、10. 口座番号、11. 電話番号	
記録範囲	国民健康保険異動届を提出した者	
記録情報の収集方法	本人・本人以外から提出された届、他の官公庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（傷病歴）	
記録情報の経常的提供先	広島県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部保険医療課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金事業	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務における資格・給付の相談・受付を行うため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 心身障害、7. 課税・納税額、8. 生活保護	
記録範囲	年金資格を有する者、年金受給が見込まれる者、安芸高田市に住民登録を有する者	
記録情報の収集方法	本人・親族から提出された届、住民基本台帳、日本年金機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（心身障害）	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部保険医療課 （所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	重度心身障害者医療費公費負担事業	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	重度心身障害者医療費公費負担事務における本人の資格審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 身体障害者手帳・療育手帳、7. 収入、8. 課税・納税額、9. 扶養関係、10. 加入保険	
記録範囲	重度障害者医療費受給者証更新・交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された重度障害者医療費受給者証更新・交付申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（身体障害者手帳・療育手帳）	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部保険医療課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精神障害者医療費公費負担事業	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者医療費公費負担事務における本人の資格審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 精神手帳・自立支援医療受給者証、7. 収入、8. 課税・納税額、9. 扶養関係、10. 加入保険	
記録範囲	精神障害者医療費受給者証更新・交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された精神障害者医療費受給者証更新・交付申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（精神手帳・自立支援医療受給者証）	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部保険医療課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	乳幼児等医療費公費負担事業	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	乳幼児等医療費公費負担事務における本人の資格審査のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 続柄、7. 収入、8. 親族関係、9. 扶養関係、10. 加入保険	
記録範囲	受給者資格申請書・更新申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人から提出された受給者資格申請書・更新申請書等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 福祉保健部保険医療課	
	(所在地) 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☑法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 ☑無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険事業	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険事業における資格・給付・賦課徴収の受付のため	
記録項目	1. 識別番号、2. 氏名、3. 性別、4. 生年月日等、5. 住所、6. 本籍・国籍、7. 続柄、8. 婚姻、9. 職業、10. 健康状態、11. 身体の特徴、12. 傷病歴、13. 検診結果等、14. 心身障害、15. 性格・性質、16. 収入、17. 財産状況、18. 課税・納税額、19. 納税状況、20. 取引状況、21. 債権・債務、22. 口座番号、23. 家庭状況、24. 親族関係、25. 公的扶助、26. 扶養関係、27. 住居状況、28. 施設入所、29. 要望・苦情、30. 相談内容、31. 電話番号	
記録範囲	65 歳以上の介護保険の資格を有する者、40 歳以上 65 歳未満の特定の疾病を有する者で介護保険の資格を有する者	
記録情報の収集方法	本人・本人以外・親族から提出された届、住民基本台帳、市区町村からの通知、他の官公庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（傷病歴、介護認定）	
記録情報の経常的提供先	広島県国民健康保険団体連合会、日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部保険医療課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在宅福祉事業（介護予防サービス等に関すること）	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	在宅福祉事業（介護予防サービス等）における資格・給付の相談の受付のため	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日等、4. 住所、5. 健康状態、6. 身体の特徴、7. 傷病歴、8. 検診結果等、9. 心身障害、10. 納税状況、11. 家庭状況、12. 親族関係、13. 住居状況、14. 趣味・嗜好、15. 電話番号	
記録範囲	在宅福祉事業（介護予防サービス等）に関する届をした者	
記録情報の収集方法	本人・本人以外・親族から提出された届、住民基本台帳、市区町村からの通知、他の官公庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（傷病歴、介護認定）	
記録情報の経常的提供先	広島県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部保険医療課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在宅福祉事業	
行政機関の名称	安芸高田市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部保険医療課、八千代支所、美土里支所、高宮支所、甲田支所、向原支所	
個人情報ファイルの利用目的	在宅福祉事業における資格・給付の相談の受付のため	
記録項目	1. 氏名、2. 性別、3. 生年月日等、4. 住所、5. 続柄、6. 健康状態、7. 納税状況、8. 口座番号、9. 家庭状況、10. 公的扶助、11. 住居状況、12. 施設入所、13. 電話番号	
記録範囲	在宅福祉事業に関する届をした者	
記録情報の収集方法	本人・本人以外・親族から提出された届、住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（介護認定）	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）福祉保健部保険医療課	
	（所在地）安芸高田市吉田町吉田 791 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提供の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提供を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	—	

